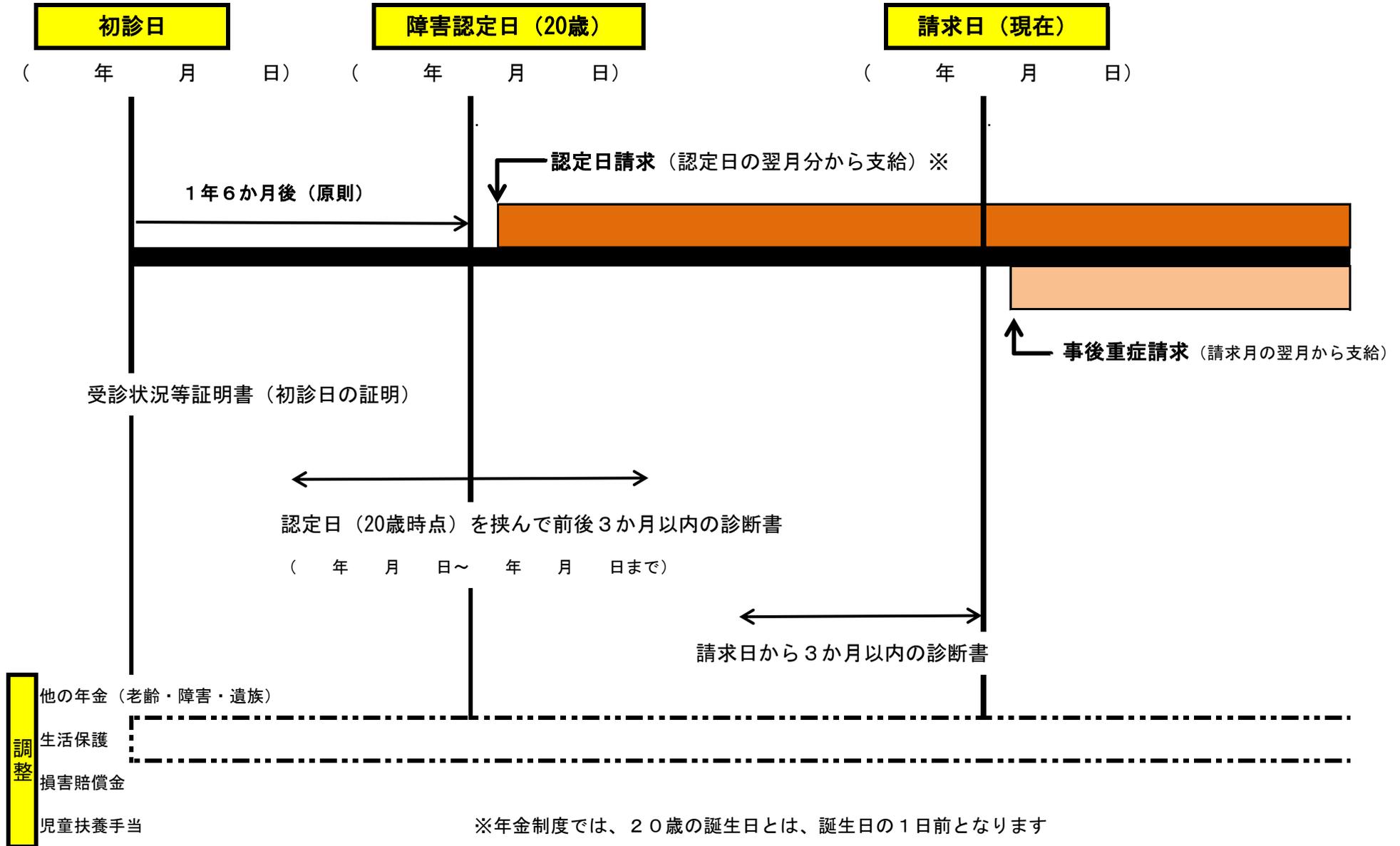


障害年金請求の考え方（20歳前障害）



※年金制度では、20歳の誕生日とは、誕生日の1日前となります

※障害認定日請求から現在まで5年以上経過している場合は、過去5年分まで遡って受給できます